

菊池市告示第62号

菊池市省エネ家電購入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

菊池市長 江 頭 実

菊池市省エネ家電購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市省エネ家電購入促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー消費性能に優れた家電製品を購入する市民に対し補助金を交付することにより、エネルギー価格や物価の高騰に伴う市民生活の負担軽減及び家庭から排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家電製品 一般家庭での使用を主な目的として製造された電気機器をいう。
- (2) 省エネルギー基準達成率 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率をいう。
- (3) 省エネ家電 省エネルギー基準達成率が100パーセント以上の家電製品をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に世帯主として記録されている者
- (2) 世帯員全員に市税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象経費について、国、県、市又は他の団体等が実施する他の制度による補助金(その他これに準ずるものを含む。)の交付を受け又は受けることが見込まれていない者
- (4) 世帯員全員が、菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと及びそれらと密接な関係を有しないこと。

(5) 自らが居住する市内の住宅(店舗又は事務所を併設するものにあつては、居住の用に供する部分に限る。)で使用するために、省エネ家電を購入し、及び設置する者

(補助対象家電製品)

第5条 この補助金の補助対象となる省エネ家電(以下「対象家電」という。)の品目は、次に定めるところによる。

(1) エアコンディショナー 省エネルギー基準達成率が目標年度2027年度において100パーセント以上のもの(以下「エアコン」という。)

(2) 電気冷蔵庫 省エネルギー基準達成率が目標年度2021年度において100パーセント以上のもの(以下「冷蔵庫」という。)

(3) LED照明器具 省エネルギー基準達成率が目標年度2020年度において100パーセント以上のもので、居住する住宅に固定して使用するものとし、コンセント式又は電池式等、容易に持ち運ぶことができるものは除く。ただし、電球のみを含み、この場合における省エネルギー基準達成率を問わない。

(4) テレビジョン受信機 省エネルギー基準達成率が目標年度2026年度において100パーセント以上のもの(以下「テレビ」という。)

2 前項各号の規定にかかわらず、省エネルギー基準達成率の目標年度が更新された場合は、その年度における達成率が100パーセント以上のものを含むものとする。

3 この補助金の対象家電は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに該当する家電製品であること。

(2) 省エネ家電であること。

(3) 新品又は未使用品であること。

(4) リース品及びレンタル品でないこと。

(5) 市内に所在する店舗又は事業所において購入したものであること。

(6) 対象期間内に購入し、設置(工事が必要なものにあつては設置工事)が完了していること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象経費は、前条に規定する対象家電の購入に要する経費(設置工事費及び配送料を含む。)の1品目当たりの合計が1万円以上のものとする。ただし、次に掲げる費用は除くものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) 既設の家電製品の撤去及びリサイクル処理に要する費用
- (3) 対象家電の保証料
- (4) 対象家電の購入において、ポイントの使用又は割引によって減額された額
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、規則第3条第2項に規定する交付基準の補助率にかかわらず、1品目ごとの補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額とし、1品目(対象家電の台数は問わない。)につき5万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯当たり対象家電1品目(対象家電の台数は問わない。)につき1回限りとする。

(交付の申請等)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、菊池市省エネ家電購入促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象家電の領収証(購入者氏名、購入日、購入した店舗又は事業所の名称及び購入金額が全て記載されているもの)の写し及び支払った額の明細が分かる書類の写し

(2) 対象家電の保証書(型番等が記載されているものに限る。)の写し

(3) 対象家電の省エネ基準達成率が確認できる書類

(4) 対象家電の設置後の状況が確認できる写真

2 補助金の対象期間は、市長が別に定める期間とする。

(交付の決定及び確定等)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を菊池市省エネ家電購入促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第2

号)により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により交付の決定及び確定の通知を行ったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないとしたとき。

- 2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、及び設置した対象家電に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1及び別表第2に掲げる耐用年数の期間内において、第2条の目的に反して当該対象家電を処分するときは、市長の承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。